

保護者 様

埼玉県立坂戸高等学校長 井上 正明

## まん延防止等重点措置期間再延長に伴う本校の対応について

早春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。本校の教育活動、さらに新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきまして御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、国から発出されたまん延防止等重点措置については、陽性者の減少が鈍化していることや、医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、同措置の期間延長（3月21日まで）を決定しました。

これに基づき、まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について県教育委員会から指示により、本校では下記のとおり対応してまいります。御理解・御協力をお願いいたします。

また、引き続き御家庭内での感染防止対策にも御協力ください。

## 記

## 1 授業等における対応について（まん延防止等重点措置期間）

**通常登校**：ただし、感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。

## 2 部活動について

※ 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、原則1週間活動停止

## (1) 3月7日（月）から21日（月）まで

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

ア. 事故防止や感染防止の対策を徹底

イ. 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底

ウ. 県内公式戦及びコンクール等に出場する場合は、開催日14日前から県方針に基づいた活動を実施できるものとする。ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

## (2) 3月22日（火）から（学年末休業・春季休業期間中を含む）

ア. 県方針に基づく活動とし、週休日（土、日曜日）はいずれか1日は活動可能とする。

イ. 泊を伴う活動は、やむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等を確認した上で、校長が判断する。

ウ. 練習試合等は自校を含めて2校までとする。県境をまたいでの活動は慎重に判断する。

## 3 ワクチン接種について

ワクチン接種及びそれに伴う副反応により、登校ができない場合は、欠席とならず出席停止扱いとなります。接種の予約日等については、お早めに担任に御連絡ください。

担 当

教 頭：峰 稔浩 茂木 尚美

電 話：049（281）3535